



平成30年台風第7号に係る 鳥取県災害警戒連絡会議

【日 時】 平成30年7月2日（月）午前11時～

【場 所】 災害対策本部室（県庁第2庁舎3階）

【参加者】 知事・副知事・危機管理局・総務部・地域振興部・
観光交流局・福祉保健部・商工労働部・農林水産部・
県土整備部・教育委員会・鳥取地方気象台

*各総合事務所、市町村、消防局には映像配信を実施。

目的

- ◆平成30年台風第7号に関する情報の共有、市町村・県民への注意喚起及び警戒・即応体制の確保を図る。

次第

◆知事挨拶

- 1 台風の現況及び今後の予測等
- 2 市町村・県民への注意喚起等
 - (1) 市町村への依頼事項
 - (2) 県民への注意喚起等
- 3 警戒・即応体制の確保等
 - (1) 県の体制
 - (2) 各部局等の対応

1 台風の現況及び今後の予測等

※気象台説明資料を参照

2 市町村・県民への注意喚起等

(1) 市町村への依頼事項(その1)

■市町村における対応の徹底

★予防対策の検討・実施

- 夜間に内外水のはん濫、土砂災害警戒情報等の発表のおそれがある場合等は、風雨が激しくならないうちの予防的避難の促進、早めの避難準備情報、避難勧告等の発表と緊急的な垂直避難(家の2階以上や崖等の反対側への移動)等の周知
- 指定緊急避難場所・指定避難所・支え愛避難所などの自主避難所の対応の事前の開設体制等確認と住民への周知及び避難勧告等発表時の住民説明
- 浸水被害の発生または発生の恐れを覚知した場合は、速やかに県等へも報告
- 避難を判断するための各種の情報が防災担当課や対策本部へ集約されるよう、連絡体制・情報共有体制を点検・確保すること

※鳥取県気象予測システムやタイムライン(防災行動計画)の活用

●初動体制の速やかな確立

気象情報の収集伝達、職員参集体制の確認等

●積極的な情報配信

防災行政無線、あんしんトリピーメール、緊急速報(エリア)メール、Lアラート等報道機関の情報発信など複数手段の活用

●迅速な避難体制の確立

避難勧告等発令基準や消防団等への連絡手段の確認等

●避難行動要支援者等の支援対策の強化

該当施設等への情報伝達体制、避難誘導上の配慮等の確認等

●被害規模の早期把握と迅速な報告

2 市町村・県民への注意喚起等

(1) 市町村への依頼事項(その2)

<浸水リスクが高い地域の対策>

過去に浸水被害があった地域など、対策の再確認をお願いします。

- 詰まりやすい用水路の点検や清掃
- 水位計や監視カメラがない中小河川の状況を収集する体制、連絡系統の確認
- 水位周知河川浸水想定区域の確認(6月5日15河川等HP公表)
- 必要に応じて排水ポンプ車の要請(消防団や常備消防のポンプ車も活用できる場合があることにも留意) など

<安全な避難のための留意事項>

夜間に相当の雨量が見込まれる場合には、住民へ危険性などを具体的に説明し、**早期の避難(予防的避難)**を促してください。 など

<避難情報の判断にあたっての情報収集>

市町村界をこえて、河川の上流域の状況を踏まえて総合的に判断する必要があるため、**必要に応じて県へ助言を求めてください。** など

2 市町村・県民への注意喚起等

(2) 県民への注意喚起等

■ 市町村は防災行政無線等を活用、県はホームページ等を活用して県民に警戒をするよう注意喚起

- 指定緊急避難場所・指定避難所・支え愛避難所などの自主避難所の対応災害(緊急的な2階以上の階の活用を含む)の事前の確認
- 気象注意報・警報・土砂災害警戒情報等の最新情報をTVやラジオ等 から入手するよう心がけること
- 家の周りを点検し、飛散する可能性のあるものを屋内に収納するか、固定すること
- 状況が悪化した場合は不要不急な外出は控えること
- 大雨の最中や直後には、増水した用水路や側溝等に近づかないこと
- 非常持出品の準備、避難経路、避難場所等の確認
- 「避難準備・高齢者等避難開始」が発出されたら避難行動要支援者等は避難行動を開始すること
- 「避難勧告・指示(指示)」が発出されたら、あわてず速やかに避難し、危険を感じたら早めに自主避難すること

とりネットへ掲載



★ 夜間に災害警戒情報が発表されるおそれがある場合は、早めの避難や、避難することが危険と思われる場合は垂直避難等(家の2階以上や崖等の反対側への移動)による安全の確保

2 市町村・県民への注意喚起等

(2) 県民への注意喚起等

- ・スイカ等農産物の風害対策、ビニールハウスの補強等強風対策の徹底
- ・農地・ため池の見巡り等は安全が確認された後に実施し、林業作業・施設工事等は無理に行わず、それぞれ人命最優先、2次被害防止を徹底
- ・漁業関係者の安全確保、漁船・漁具、漁港・海岸保全施設、漁業用施設等における防災措置の徹底
- ・県内河川及び湖沼の樋門操作の適切な対応
- ・工事看板、足場の固定
- ・建設資材等の保管(飛び散らない措置の確認)
- ・クレーン、杭打ち機等の転倒等の防止対策
- ・大雨による河川増水及び土砂災害警戒情報発令時は避難準備を取ること
(土砂災害危険度情報は、NHKデータ放送やインターネットサイト、携帯電話及びケーブルテレビで県民に配信)
- ・全国的に台風の影響が出るおそれがあるため、旅行等に出かける場合は気象情報や交通情報の入手に努めて適切な行動を取ること
- * 市町村教育委員会、各学校へ、通学時を含めた児童生徒等の安全確保及び施設の安全確保等に万全を期すことを伝達
- * 観光客への適切な情報提供
- * 社会福祉法人、医療機関等に対する安全の確保に係る注意喚起

3 警戒・即応体制の確保

(1) 県の体制

◎台風は、急に状況が変化し、迅速な対応を取る必要があることから、台風の影響による注警報が発表された場合等は、体制を強化する。(1ランクアップ)

★ただし、鳥取県近傍を通過しない場合で、台風の勢力が強くない場合等は、鳥取県地域防災計画の別表「配備動員表」の配備基準により対応する。
(通常の基準による)

◆注意体制

本県が強風域に入った場合等、必要に応じて注意体制に移行する。

* 本注意体制の具体的な対応については各部局等の計画による。

◆警戒体制(1)

大雨注意報が発表された場合等に、警戒体制(1)に移行する。

◆鳥取県災害警戒本部 (警戒体制(2))

暴風域が本県を通過することが見込まれる場合、大雨警報等が発表された場合等に鳥取県災害警戒本部 (警戒体制(2))を設置する。

◆鳥取県災害対策本部 (非常体制(1)・(2))

被害甚大な場合、特別警報が発表された場合等に移行する。

* 非常体制(1)でも、事務局応援職員を招集する場合あり

◆体制解除

各市町村の警報等が解除され、特段の被害等が確認されない場合は、体制を解除する。

3 警戒・即応体制の確保

(2) 各部局等の対応

- 県民等への情報提供(危機管理局、関係部局等)
とりネット、あんしんトリピーメール、Lアラート、Yahoo!防災速報などにより、台風関連の情報を適時的確に県民等へ情報提供
- 中国・四国各県及び関西広域連合との情報の共有と迅速的確な支援
- 各部局等の対応のポイント
 - ①水防関連
 - ②農林・水産関連
 - ③福祉施設関連(高齢者施設等)
 - ④教育関連(学校、若鳥丸)
 - ⑤交通関連(公共交通機関、エアソウル・香港便、DBS)
 - ⑥警察関連(警察の体制等)
 - ⑦イベント・観光関連(共通) など

農林水産部

1 農業技術関係

○農作物等の管理について、各市町村、農協、農林局等へ対策を講じるよう連絡(7/2)。

[連絡内容] ・農作物の管理について(水稲、大豆、野菜、花き、果樹、飼料作物、家畜)
・ビニールハウスの強風対策について

[農作物の状況と現場の対応]

スイカ	全体の約6割出荷。ハウス栽培がほぼ終わり、残りトンネル栽培。降雨後の防除指導。
白ネギ	夏ネギがトンネルから露地へ切り替え。排水対策等を指導。
ブロッコリー	初夏どり作型はほぼ出荷終了。秋冬どり型の定植は7月末から開始。
梨	大袋かけが8~9割終了しているため、強風対策等(枝の固定、支柱補強等)を指導。

2 農地・ため池関係

○大口堰、米川等について、樋門管理の徹底について指示(6/29)。

○台風第7号接近に伴う事前点検及び災害発生時の復旧箇所における応急対策の実施及びため池等の農業用施設の安全管理の徹底について、各市町村、農林局等へ指示(6/29)。

3 林業関係

○各農林局等から管内事業者及び各市町村に対して、二次災害発生防止に向けて情報収集と安全管理の呼びかけを依頼(7/2)。

○各林業関係組合に対して、各組合員への安全対策・安全管理の徹底を依頼(7/2)。

○指定管理施設(出合いの森)への安全管理の徹底を依頼(7/2)。

4 水産関係

○各漁業協同組合や水産関係団体向けに、漁業関係者の安全確保、漁船・漁具、漁港・海岸保全施設、漁業用施設等における防災措置について依頼(7/2)。

県土整備部

1 工事現場の資材管理等の徹底（7月2日に周知し、本日中対応予定）

- ・各県土整備事務所・局とも、工事現場での強風等による資材の飛散防止等を行うよう請負業者に指示・連絡し、対応している。
- ・また、H29年災による被災箇所を増破予防措置（土のう設置・ブルーシート設置等）についても対応している。

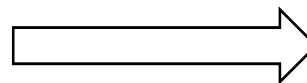
■工事現場・被災箇所での対応

- ・工事及び規制看板、足場の固定
- ・建設資材等の保管（飛散防止措置の確認）
- ・現場内の土砂の流出の恐れなどが点検
- ・盛土、切土法面のシート養生等による崩壊防止対策実施
- ・クレーン、杭打ち機等の転倒等の防止対策実施
- ・大雨による増水等の対応 など

2 県内河川等の適切な樋門操作及びダム放流の周知徹底

- ・樋門等の適切な操作についての再確認や、非常時における樋門操作等に係る関係機関との情報共有を徹底するよう指示するとともに、住民への避難に関する情報の発信・伝達等について点検や体制強化を図っているところ。
- ・台風等により、過去に浸水発生又は排水ポンプ車が出動した箇所については、上記と併せ、河川パトロールによる水位情報の把握や排水ポンプ車の支援体制の確認を徹底するよう指示する。

＜参考＞ 満潮時刻（7月2日に周知）



	位置	月日	曜日	時間
満潮時刻	境	7月3日	火	6:51
				16:42
		7月4日	水	7:27
	田後	7月3日	火	6:26
				16:24
		7月4日	水	7:07
田後	7月5日	木	7:45	
			18:09	

- ・ダム放流は、操作規則に従い、適切な対応を行うことにより、確実に関係者へ情報伝達するよう再確認するとともに、首長へのホットラインについて徹底するよう指示する。
- ・ダム管理については、昨年、県内のダム管理者及び関係市町村等により「第1回ダム放流情報伝達に係る会議」を開催し、ダム放流時にサイレン吹鳴と併せて、市町村が関係地区の住民へ防災行政無線等を用いて、ダム放流情報を試行的に提供するなど、住民へ確実に伝達することに努めている。

県土整備部

3 国道53号(智頭町市瀬地区)への土砂流出の対応

- ・土砂流出に係る土砂溜めポケット、監視体制等を確保しているところ(別紙のとおり)
- ・なお、国道53号の通行規制は、国交省が通行止基準※により実施する。

※時間雨量35mmに達することが予想される場合又は連続雨量100mm以上に達した場合(平成29年12月1日から変更)
強靱ワイヤーネット(国)に土砂堆積が確認された場合

＜国道53号・鳥取道が通行止の場合の広域迂回路＞

国交省をはじめ、関係機関と連携・情報共有を図るとともに、トリピーメールやホームページ等により、規制情報と広域迂回路を周知しているところ(別紙のとおり) ※通行止となることが想定された時点で、情報発信等を行う

4 台風接近時の道路・河川等のパトロール体制等

- ・各所・局とも、台風接近に伴い状況変化(気象情報・県内での降雨状況等)に応じて管内をパトロールするよう、体制を整えている。
- ・また、水防体制及び土砂災害対応についても、状況に応じて速やかな対応を行う。

5 (一社)鳥取県建設業協会と災害時応援協定に基づく対応

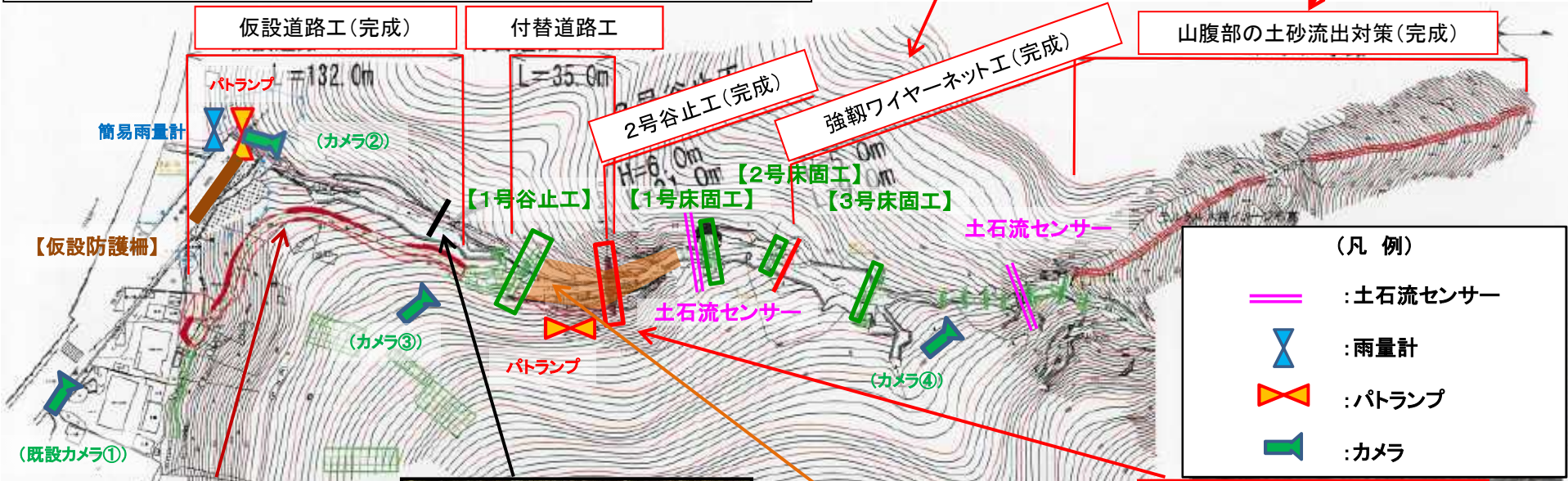
- ・災害発生時には、「災害時における応急対策業務等に関する基本協定書」に基づいて対応していただくよう、(一社)鳥取県建設業協会と事前に確認。

6 その他

- ・NHKデータ放送により土砂災害危険度情報が確認可能。
- ・鳥取県中部地震に伴う土砂災害警戒情報の基準の引き下げについては、H30.1に廃止。

監視体制(監視計測機器)整備状況 ～ 国道53号(智頭町市瀬地区)への土砂流出 ～

- 監視体制の整備
 - ・土石流センサー 2基
 - ・簡易雨量計 1基
 - ・監視カメラ 4基
- 土砂溜めポケット
 - ・1号谷止工の背面ポケット
 - ・強靱ワイヤーネット工
 - ・2号谷止工完成
- 国道53号通行止基準
 - ・時間雨量35mmに達した場合又は、連続雨量100mm以上に達した場合強靱ワイヤーネット(国)に土砂堆積が確認された場合



(凡例)

- : 土石流センサー
- : 雨量計
- : パトランプ
- : カメラ



県土整備部

国道53号・鳥取道が通行止の場合の広域迂回路

○情報発信（トリピーメール、ホームページ等により、規制情報と広域迂回路を周知）

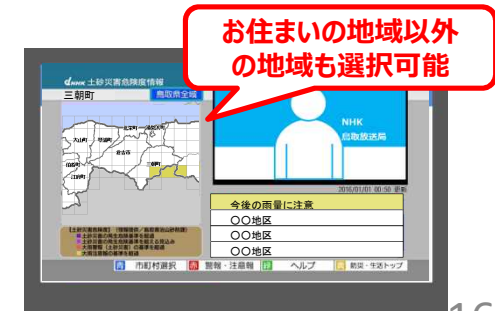
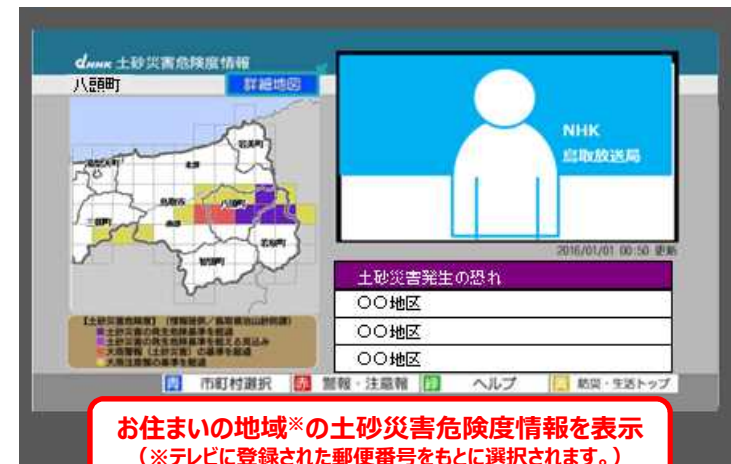


NHK地上デジタル放送による『土砂災害危険度情報』の提供について

NHK鳥取放送局の地上デジタル放送（データ放送）を通じて、ご家庭のテレビで、大雨による土砂災害発生の危険度をリアルタイムに確認できます。**平成28年9月から開始しました。**

操作方法

1. NHK総合テレビにチャンネルを合わせ、リモコンの『d』ボタン（データ放送）を押します。
2. リモコンで『防災・生活情報』を選択します。
3. リモコンで『土砂災害危険度情報』を選択します。



福祉保健部

福祉施設・医療機関への注意喚起

- 全ての福祉施設・医療機関に対し、随時、最新の台風情報や気象台が発表する警報などの気象情報に注意していただき、大雨や強風に対する警戒や必要な対策を講じていただくよう注意喚起を行う。
- 特に、土砂災害警戒区域や浸水想定区域に所在の施設は、市町村から発出される避難勧告等による早めの避難などに心がけていただくよう依頼。

教育委員会

1 学校・教育機関への注意喚起等

○台風の接近を踏まえ、文部科学省提供情報について、県立学校、市町村教育委員会等へ周知を実施。

※児童生徒等の安全確保、施設設備の被害防止等について、遺漏がないよう関係機関に対し、注意喚起。

○今後も、最新の状況等を速やかに、関係機関へ情報提供する。

2 台風接近時の対応等

○各学校においては、台風の動きを見ながら、臨時休業や授業の扱いについて、適切に対応を行う。

○今後の台風情報に留意し、児童生徒の安全確保等を最優先にし、対応を行う。

○海洋練習船若鳥丸

沖縄潜水航海実習の出港(7/2予定)を3日間程度延期

商工労働部

(7月2日(月) 10:00時点)

DBS

- **予定どおり運航中**

※7/2(月) 14:00 ウラジオストク入港予定

7/4(水) 14:00 ウラジオストク → 東海へ出港予定

- **今後については、台風進路・規模を見ながら対応を検討予定**

県内企業

- **商工団体を通じ、県内企業に対して台風対策等の注意喚起を実施済（本日7/2（月））**

※大きな被害が発生した場合には、随時連絡をいただくよう要請